

I 議決事項
第1号議案

令和7年度事業実施報告

自：令和7年4月1日
至：令和8年3月31日

1 経営環境整備対策

(1) 食料システム法への対応

1) 昨年度の取組について

農林水産省の価格形成協議会の議論に参画し、出田専務から、「産地からは制度に基づき現在の産地の希望価格以上の根拠のある価格要請となる一方、市場でその要請価格が実現する保証はないので、産地と買受側との間に生じる価格のギャップを引き続き卸売業者が被ることにならないか懸念しており、そのようなことにならないよう検討願いたい」旨の要請を繰り返した。

価格形成協議会の下に設けられた野菜ワーキングの議論に参画し、農林水産省から示された制度の骨格に対し、出田専務からは「卸売市場法には受託拒否禁止の規定があり、卸売業者は需給調整を行うことが禁じられているので、卸売市場の取引においてコストを考慮することは基本的に困難だと考えているが、保存性がある産地の希望価格を踏まえて数量を調整しながら販売するという実態もある品目については、今回の市場取引におけるコストを考慮した価格形成の取組がなんとか対応可能な品目だと想定している。

他方、仮に、数量を調整しながら販売することの困難な貯蔵性のない品目が指定品目として指定され、卸売市場でコスト指標が提示されて販売されるということになると、コストを考慮した価格形成は困難となる一方で、産地からは、今回の制度で大臣に認定された団体により作成されたコスト指標に基づき、従来以上に強い価格要求がされることとなり、今まで以上に産地側の要求価格と買受側の要求価格のギャップを被ることになりかねないと私共としては大変懸念している」旨述べた。

昨年2月14日の第5回正副会長等会議では、農林水産省から法律案の骨子と概要について説明を受け意見交換した。当協会側からは、大臣に認定された団体により作成されたコスト指標に基づき、従来以上に強い価格要求がされることとなりかねないこと、数量を絞らないで価格のコントロールは困難であること、輸入が増えるリスクを考慮すべき等の意見を述べた。

2) 今年度の取組について

昨年3月に先の通常国会に提出された法案は、衆参の農林水産委員会の審議を経て、5月19日の衆議院本会議、6月11日の参議院本会議を経て可決成立した。協会事務局としては国会審議の模様をインターネットを通じてフォローした。

議員の「卸売市場には通常の市場と異なり、全量を引き受けなければならない法律上の規制がある。こうした規制のある中でコスト指標を尊重せよというのは、卸売市場の経営を圧迫することにならないか」との質問に対し、農林水産省からは「中央卸売市場には受託拒否禁止規定があるため、コスト指標を考慮した取引を行う場合、売れ残りリスクをどうするかが問題になる。これまでも卸売市場の

関係者と協議する中で、イモタマのような貯蔵性のある品目をまずは出発点として、産地との間であらかじめ価格や数量などの取引条件を決めて、卸売市場に商品を預かって、その上で需給状況等を見ながら売買するという取引が現在もあるので、こうした取引形態をまずは出発点として、コスト指標を活用した取引に着手していこうと考えている」との答弁があった。

また、議員の「コスト指標を順を追って作成していくとのことだが、特に野菜は地域や規模によって様々。どうやって作成していくのか？」との質問に対し、農林水産省からは「野菜についてコスト指標を作るのは、品目、産地も多く、大変難しい。そこで、まず着手しようと考えているのは、契約取引では、カット野菜の需要の高まっているキャベツ、市場取引では比較的貯蔵性の高いイモタマに取組み、コスト指標の典型例を来年の4月施行までに作っていききたい」旨答弁されている等の審議状況を各ブロック別協議会や野菜部会を開催して、会員に情報提供した。

6月6日の第3回、6月18日の第4回野菜ワーキングでは、コスト指標に関する議論が行われた。第3回では、農林水産省から、毎年度詳細なデータの調査は困難であり、また、データの取りまとめは取引の行われる当該年には間に合わないことから、調査を行った基準年のデータを直近の統計等で補正する方式が示され、この方式については概ね異論はなかったが、出田専務から「収量による変動にも考慮すべきこと、取引の基礎となる生産、集出荷段階のコスト指標の客観性の確保が不可欠」との意見を述べ、農林水産省からは、法案では、コスト指標団体に大臣の指導権限が与えられているので、信頼性のある指標が作成されるよう指導していきたいとの回答があった。

また、出田専務から「これまでの調査で明確でなかった出荷奨励金については、売上の1.7%に及ぶ多額の奨励金を出荷者に支払っており、出荷者のコストから差し引かれるべき」との意見を述べた。

第4回では、農林水産省から、コスト指標作成に当たってのコスト指標の基本的な内容、算出の前提条件、作成の頻度・時期、活用するデータ、公表の範囲・方法等の論点について、基本的な考え方が示された。出田専務からは、前回同様、「卸としては、取引の基礎となる生産、集出荷段階のコスト指標の客観性の確保が不可欠であり、利害相反する構成員間の調整のためには、中立性のある行政の関与が必要」との意見を述べた。

また、農林水産省から、調査を行った基準年のデータを直近の統計等で補正する前回も示された方式に従って、市場経由取引のイモタマ（九州産）、市場外取引の加工用のキャベツに係るコスト指標の試算が示された。出田専務からは「生産段階の労務費は毎月勤労統計を活用して基準年の値を補正されているが、当該統計は全国一本、又は都道府県一本のデータであり、農村部の賃金動向を示しているか検証が必要」旨意見を述べた。

6月25日の第8回価格形成協議会では、食料システム法に規定される2つの努力義務に関して、事業者の具体的な行動規範となる、判断基準となるべき事項を大臣が定める必要があることから、農林水産省から具体的な案が示されて議論が行われた。出田専務からは、以下の3点の意見を述べた。

「誠実協議の努力義務は、買い方が売り方に対し強い立場にあることを前提に、買い方側に誠実に協議する努力義務を課すものであるが、青果の卸売市場の取引の場合は、集約化等により価格要請の発言力を強める産地側と、量販店等の強力

なバイイングパワーの下での買受側の要請価格にギャップが生じており、そのギャップを私共中間流通業者が被って、大変厳しい経営に追い込まれている実態がある。こうした実態を踏まえると、今回の法的根拠のあるコスト指標に基づく価格要請を行う産地側が買受側の需給事情や相場の状況等の説明を受け入れず、一方的な価格決定を押しつけることとならないように、この制度はそういった趣旨の制度ではないことをご指導願いたい」

次に、「商慣習の見直しの努力義務に関し、「持続的な供給に資する取組の提案」の例示として、標準仕様パレット（11型パレット）その他の標準化された規格に適合するパレットの使用についての提案が例示されているが、青果の流通では、標準型でないパレット（個社パレット）が次々導入され、卸業者の管理・保管に甚大なコストがかかっている実態があるため、「持続的な供給に資する取組の提案」の例示として適切である」

また、「交渉結果の記録の努力義務については、毎日、多数の出荷者と多数の買受側が参集して、大量の青果の取引が行われる市場取引において、卸業者が出荷者と買受側双方との数量及び価格の交渉結果を逐一記録することは膨大な事務負担となり現実的でないため、一律の努力義務の対象とはならないようご配慮願いたい」

11月18日の第1回野菜のコスト指標作成のための準備会合では、出田事務及び東京青果・中村経営戦略室課長から、コスト指標の位置づけについては、「コスト指標が需給状況を踏まえず一方的に価格を押し付ける制度ではないことを国から指導するとともに、フードGメンや公正取引委員会への通報等も含め、制度運用において考慮してほしい」

「ばれいしょ、たまねぎの場合は輸入があり、価格が上がれば輸入が増えるという構図があるため、コスト指標は輸入との兼ね合いを十分考慮する必要がある」

また、コスト指標の作成品目について、農水省側からの出荷量1位のじゃがいも、出荷量3位のたまねぎに加えて出荷量2位のキャベツも対象にしたいとの提案に対しては、

「青果一般は貯蔵性がなく、市場流通は市場法により受託拒否が禁止されており数量調整が困難なため、コストを考慮した価格形成は基本的に難しいが、貯蔵性のあるばれいしょ、たまねぎは量を調整しながら販売している実態があり、これらであれば、市場流通においてもある程度コストを考慮した価格形成ができると考え、農水省も法案の国会審議において、市場流通においては、ばれいしょ、たまねぎを出発点として取り組む旨答弁している」

「消費者にどう訴えかけるのか、そのやり方が見えていない中で品目を広げていくことは危険だと考える。まずは成功モデルを作った後、品目を拡大した方がよいのではないか」

等申し述べ、コスト指標の作成品目については、第2回準備会合で引き続き検討することとなった。

コスト指標の作成品目にキャベツを追加する点を含め食料システム法の令和8年4月施行に向けての検討状況について農水省から聴取し検討するため、

12月9日に緊急の正副会長等会議を開催した。会議では、

「貯蔵性がないキャベツの委託販売はイモタマと異なり数量調整による価格の

コントロールができないため、日々の取引においてコスト指標を考慮した価格形成は困難。このため、コスト指標の活用の方場の検討が必要」

「相場低落時に産地によるコスト指標に利潤を加えた価格の押し付けをGメンが「価格は需給で決まる」と産地に指導できるか。この制度に対する産地の誤解があるのではないか」

「コストの説明があってもそれが適正であることを誰がチェックするのか。生産・出荷段階のコストが適正かどうかエビデンスを持ち合わせていない」等の懸念が指摘された。

12月18日の第2回野菜のコスト指標作成のための準備会合では、正副会長等会議での議論も踏まえ、出田専務から、

「コスト指標の対象品目を議論する前に、まずコスト指標の使い方を明らかにすべき。その際、コスト指標は日々の取引の価格の指標でないことをよく説明すべき。産地はコスト指標によりコストの価格転嫁ができると期待感をもっているようだが、特にキャベツは出荷量と価格の変動が大きく、貯蔵性もないため、コスト指標が産地側から日々の価格形成に利用されることで、産地の要請価格と相場との差額を卸が負担するリスクやコスト指標の活用による行動変容が需要量の減少に影響した場合には、流通在庫リスクが発生する懸念が大きい。サプライチェーン全体で対応すべき」

「市場取引の対象品目についても、これからのコスト指標の使い方の議論次第で対象品目とするのが適切か考えが変わる可能性はあるため、指標の運用方法とセットで検討すべき」

東京青果・中村経営戦略室課長から、

「コスト指標の使い方の議論を進めていくに当たっては、中立的な立場である農水省主導のもと運用ルールを作っていただくことを提案する。その上で、①コスト指標が日々の取引価格を縛るものではないことの周知と指導の徹底、②産地と卸との間でのコスト指標の使い方の定義、③小売や消費者への理解情勢の進め方、④市場外取引、輸入品への対応策、⑤流通在庫発生リスクへの対応策、⑥指標の妥当性の確認方法について、留意頂きたい」旨の提言を行った。

この提言に対する農水省の見解等について検討する第3回野菜のコスト指標作成のための準備会合の事前説明を受けるため、1月20日に緊急の正副会長等会議を開催した。会議では、

「産地の「この制度は最低価格保証を行うもの（現在も行われている指値的な価格要求をより強化するもの）」との誤解を解消することが制度施行の大前提」

「制度の運用のための実態把握（一方的な価格の押し付けが行われていないか）は、通報を待つだけでは実態をカバーできないため、農水省によるアンケート調査やヒアリング等により積極的に情報をとるようにされたい」

「この制度及び運用には量の概念がない。マーケットインの考え方で適正数量をどうするか、その量に応じた適正価格をどう考えるか、産地、卸だけでなく仲卸、小売や国も入った検討の場が必要」等の指摘があり、この指摘を踏まえて1月27日の第3回準備会合で意見を述べた。

2月9日の正副会長等会議では、農水省から産地による一方的な価格の押し付けは食料システム法、独占禁止法違反の恐れがあること、こうした違法行為を把握するためのGメンや情報受付窓口の設置等を周知するためのリーフレットの

説明があり、当方からは、協会事務局にも情報把握のための中継地点的な役割を果たす情報受付窓口の設置を検討している旨説明し、農水省からは是非その方向で検討を進めてもらいたいと要請があった。

3月17日の第4回準備会合では、野菜のコスト指標作成団体の枠組み、今年度のコスト調査のとりまとめ等について検討される予定。

(2) 物流の合理化への対応

1) 昨年度の取組について

令和6年5月23日に第1回物流部会を開催し、①4月以降の産地・卸の動向と産地からの要請事例、②各市場における開設者・場内関係者等との取組、③物流部会で今後取り組みたいこと等について意見交換を行った。産地のパレットの導入は進んでいるが、それに伴う卸の負担、中でも個社パレットに関連する負担が過大になっているとの意識が共有された。

令和6年5月31日に開催された第2回官民合同タスクフォースに参画し、オフピーク化に向けて各社が作成した各市場の混雑度を可視化する専用ページを紹介するとともに、上記の個社パレットの導入に伴う負担が過大になっている事態を踏まえて、農水省に対し、青果物流通標準化ガイドラインに基づく標準パレットの推進を要望した。

令和6年8月19日に農水省から、改正物流効率化法に基づく基本方針、判断基準、指定基準等の検討状況について説明を受けた。当方からは、青果の卸売市場の取引は、生育状況が天候に左右され保存性もないため、出荷の時間帯は産地側の判断によって決定され、卸の側からは関与できないという青果の商品特性と、卸売市場法の差別的取り扱い禁止の規定もあり、委託も買付も、荷物の着日時を指定していないし、指定できないため、努力義務及び特定荷主の対象外と考えている旨改めて主張した。

令和6年8月20日に第2回物流部会を開催し、上記の農水省から受けた説明を紹介するとともに、アンケート調査を実施して、卸売市場への着日時を指定する取引は行われていないことを確認した。

令和6年11月2日に第3回物流部会を開催し、産地・市場間における物流合理化の歩みは緩やかであることを踏まえ、改めて産地・卸売会社・卸間のサプライチェーン全体の最適化に向けて、卸の負担が甚大になっている産地保有パレットや検品照合作業の省略化の動き等についての基本的な考え方を整理するため、「卸売市場における青果物の荷受対応合理化に向けた取組方針」を策定し、11月8日の第3回理事会に報告した。

令和6年10月2日に開催された第3回官民合同タスクフォース及び昨年3月10日に開催された第6回官民合同タスクフォースに参画し、「いわゆる個社パレットについて、一旦、標準以外のパレットを導入して、定着後標準パレットに移行するのは非常にハードルが高いことから、まずは、パレット化は標準パレットからスタートするようご指導願いたい。また、標準型以外のパレットが既に導入されている品目については、規格の簡素化等とセットで、今後の施設の改修のタイミング等を逃さずに標準型に集約していくよう、対象品目を絞って産地、行政等関係者に働きかけていくことを考えているので、ご対応・ご協力願いたい」旨要請した。

2) 今年度の取組について

昨年4月28日に開催された第1回物流部会では、①昨年1月に実施したターゲットを絞って対応策を検討するための個社パレットに関するアンケート結果とそれを踏まえての全農との話し合いの状況、②物流効率化法施行の影響(卸の努力義務の範囲、特定荷主の対象産地動向など)、③物流システムについての情報交換(札幌みらい青果及び大果大阪青果の荷下ろし予約システム、産地側の出荷システムなど)を行った。

なお、物流効率化法の卸の努力義務の範囲(荷物の着日時を指示できないため、荷待ち時間削減の努力義務及び特定荷主の対象外)については、地方青果卸との間で齟齬が生じないように、全国青果卸売協会に情報提供し、認識を共有した。

また、昨年5月中旬に農林水産省に対し、ある産地から『卸数社が「卸は物流効率化法の規制の対象にならない」と卸は何もしなくてよいようなことを言っているが本当か』と問い合わせがあったことを踏まえ、物流部会員に対し、『物流効率化法では、卸は着日時を指定できないため、荷待ち時間削減の努力義務及び一定規模以上の事業者(特定荷主)の指定の対象外になるが、荷役時間削減の努力義務の対象となること、また、物流部会としては、令和5年末に自主行動計画、令和6年11月には荷受対応合理化に向けた取組方針を策定し、物流効率化法の努力義務の対象外となっている荷待ち時間の削減についても、何もしないわけではなく、荷待ち状況の見える化やオフピーク時間での荷下ろしの提案、予約システムの導入等に取り組んでいるところであることをご説明いただきたい』との注意喚起を行った。

昨年6月24日に全農園芸部と個社パレットへの対応等について意見交換を行い、11型への標準化に向けては、トマトと胡瓜の規格簡素化と箱サイズ見直しの協議が始まるので、まず、この取組みから進めて行く方向となった。

昨年11月12日に開催された第7回官民合同タスクフォースに参画し、「パレット標準化について、標準パレットと異なるパレット(個社パレット)の導入産地が増え、卸における保管、管理コストが増大している。個社パレットが定着してしまうと、標準パレットに移行することが難しくなるため、強力な指導をお願いします。また、既に標準型パレット以外が導入されている品目においては、規格の簡素化とセットで、今後の施設改修のタイミングを逃すことなく、標準パレットに集約してほしい。全農園芸部と個社パレットへの対応等について意見交換を行い、11型への標準化に向けては、まず、トマトと胡瓜の規格簡素化と箱サイズ見直しの取組みから進めて行くこととしているので、是非支援いただきたい」

「JAと卸売市場間の情報交換システムであるベジフルネットについて、画期的なシステム改修の提案があるところ、システム開発に多大な費用を要することから、行政の十分な支援をお願いします」

「全日本トラック協会からの団体発表で荷下ろし料金の収受ができていないとの内容があったが、卸売市場での荷役作業、検品作業について、受託契約約款では出荷者の負担となっている。当該作業について、一方的に卸へ押し付けてくる事案もあるため、全体最適の考え方で効率化に取り組むようご指導、ご支援願いたい」旨要請した。

本年3月23日開催予定の第2回物流部会では、規格見直し(簡素化と11型

パレットへのサイズ合わせ)の取組状況について全農から説明を受けて検討するとともに、標準パレット化推進の補助事業その他政策情報について農水省から聴取する他、予約システムの実施状況、産地関係情報等について会員間で情報交換する予定。

(3) 卸売市場関係行政への対応

令和2年6月21日に施行された改正卸売市場法の下で、市場ごとに規制の維持・撤廃も可能な「その他ルール」の制定状況は、大幅な規制緩和を基本としつつも各市場の実態を踏まえてマチマチとなっており、新ルールが施行・定着していく中で、全国的な広がりを見せる卸売業者等の統合・連携や(2)の物流問題への対応を含め、各市場毎にどのような動き・課題が出てくるのか、市場の特性に応じた活性化につなげられるか、引き続き注視しているところ。

農林水産省は、昨年は改正法施行後概ね5年が経過されることから、昨年3月14日、改正法附則第11条の規定に則し、第1回「平成30年改正卸売市場法の施行状況及び今後の方向性に関する意見交換会」を開催した。この意見交換会には出田専務が出席し「改正市場法の下でも、産地からの強い価格要請への対応により厳しい経営状況が続いているが、今国会に提出されている市場法改正を含む価格形成関係法案について、産地側の価格要請をますます強める方向に働くのではないかと強い懸念を持っており、そうならないような市場法の運用をお願いしたい」等の意見を述べた。

昨年7月31日に開催された第2回意見交換会では、前回の意見交換会で、主として仲卸業団体から「第三者販売、商物分離など市場ごとの取引ルールに関し不明瞭な部分は明確化が必要」等の意見が出たことから、今後の検討材料にするため、市場の取引ルールの実態について開設者経由でアンケートを実施することとされた。このアンケート調査に関連し、出田専務から「前回の意見交換会で青果の仲卸から、その所属する市場の卸が仲卸には高く、第三者販売で市場外には安く売っていることを批判される発言をされたが、その卸に確認したところ、そのような差別的な販売はしていないとのことだった。こうしたことを踏まえると、今回のアンケート調査で指摘されたことについて、その事実関係を確認せず、一方的に公表されることを懸念している」旨発言した。

(4) 一般社団法人運営に伴う諸措置

関係法令・定款に基づく当協会の運営に係る諸措置を次のとおり実施した。

1) 昨年3月の理事会での諸決議(令和6年度における措置)

前年度中に措置すべき令和7年度の事業計画及び収支予算を議決・策定した。また、通常総会の招集に係る議決をした。更に、定款第23条第4項に規定する会長及び業務執行理事の職務の執行状況の報告を下半期分について実施した。

2) 昨年5月の通常総会前の理事会での諸決議

令和6年度の事業報告及び収支決算につき承認を受けた。

3) 昨年5月の通常総会での諸決議

事業報告の実施、収支決算の承認、会費の総額及びその賦課徴収方法の決定、役員選任等を議題として、それぞれを処理した。

4) 臨時総会招集、業務実施報告のための理事会の開催

臨時総会の招集の承認並びに会長及び業務執行理事による上半期の事業実施

報告等のための理事会を、昨年9月19日に開催した。

5) 臨時総会の開催

総会の権限事項である役員の新補充選任（定款第13条第2号）及び上半期事業実施報告等を行う臨時総会を昨年11月7日に開催した。

6) 年度末理事会の開催

事業計画及び収支予算の承認は、一般社団法人では理事会の権能であり、前年度のうちにこれを策定する必要がある。また、一般社団法人では、総会の招集には理事会の承認が必要であり、総会の招集には2週間前までに会員あて通知する必要がある。このため、これらについて承認・議決するための理事会を3月16日に開催した。

更に、定款第23条第4項で会長及び業務執行理事は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないとされており、この令和7年度下半期の事業実施報告も行った。

(5) その他

改正基本法に基づく食料・農業・農村基本計画、果樹農業振興特別措置法に基づく果樹農業基本方針の概要、加工・業務用野菜における国産シェア奪還の取組、輸出の拡大など、青果物・園芸農業に関連が深い農政の動向も鋭意フォローした。このほか、農林水産省の卸売市場・青果関係の予算、輸出促進関係予算等についての情報提供も行った。

2 取引情報電子化等対策

(1) 青果物流通情報処理委員会の開催

青果物の生産・流通4団体とその会員で構成する「青果物流通情報処理委員会」が開催され、青果物統一品名コードの追加・変更についての協議を行った。

協会からは、情報システム部会長、各ブロック代表者7名（情報システム部会委員）、事務局が参画し、本会会員、出荷県連等からの品名コード追加・変更について検討が行われた。その結果、令和7年10月1日から、野菜1品目、果実5品目の追加を決定した。

(2) 生鮮取引電子化推進協議会への参画

農林水産省の助成により（公財）食品流通合理化促進機構が開発した青果物等生鮮4品のEDI標準商品コード及び標準メッセージの普及推進や流通業界全体の取引電子化を進める流通BMS協議会において、生鮮取引の専門性を生かした生鮮標準商品コードの維持管理を行う生鮮取引電子化推進協議会（会長：勇崎恒宏・当協会常任理事）の令和7年度の事業計画や各コード・メッセージの維持管理体制の検討に参画した。

(3) ベジフルネットシステムの適切な運営の取組

1) 昨年度の取組について

全農が立ち上げた第6期開発検討部会に情報システム部会委員とともに参画

した。全農から提案のあった①集出荷デジタルツール（クラウド上のオンラインシステム）の導入、②「逆ベジ」を活用した集出荷業務の効率化を柱とする第6期システムの改善点や検討課題等について意見交換した。

ただし、第6期以降の開発費用について、これまでの産地のみの負担ではなく、全利用者の負担とするものであったため、「産地からの出荷情報の連携は産地側の責任範囲であり、卸側は既に多額の出荷奨励金を支払っているため、開発費を市場側が負担することはできない」旨伝えた。

また、本年2月には全農事務局と集出荷システムの推奨3ツールの推進状況や利用者の範囲拡大等について意見交換した。

2) 今年度の取組について

全農から提示された案について検討を進めるに当たり、①先行する各県のシステム開発とベジフルネットとの連携の在り方、②利用料設定の考え方と負担の在り方、③系統外産地への普及方法の3点の議題については、情報システム部会だけではカバーしきれないため、情報システム部会のコアメンバーに有識者を加えたベジフル懇談会を開催して検討することとし、第1回の懇談会を本年4月18日に開催した。上記の課題を検討する前提として、産地の出荷情報の10%程度しかベジフルネット経由で市場に提供されていない現状を90%程度に引き上げることが必要不可欠であり、その旨全農に要望することとなった。

昨年7月15日にベジフル懇談会と情報システム部会の合同会議を開催し、全農から、各産地の集出荷ツールとベジフルネットの連携を推進するため傘下の県本部が集出荷ツール導入の進捗管理を行うこと、各産地の出荷情報を令和10年10月までに100%市場へ提供を目標に取組むこと等の説明を聴取した。

昨年7月25日に第6期開発検討部会が開催され、全農から、今後の開発スケジュール、新たな機能と項目、運用方法等詳細な説明を受けた。また、開発費や利用料等費用負担案は11月下旬頃に提示する予定との説明があった。

本年2月24日に第6期開発検討部会が開催され、デジタルプラットフォームの仕様について詳細な検討を行った。また、全農から、8年度予算化、9年度実証テスト、10年度下期に本格稼働、最大の関心事項である費用負担については8年度上半旬に考え方を示して意見交換するとの今後の開発スケジュールが示された。

本年3月23日に第1回情報システム部会を開催し、第6期ベジフルネットシステム（SDP）の仕様・運用ルールについて了承した。

3 地域対策事業について

各ブロック協議会において、例年、青果卸売業が抱える共通の課題についての対応などについて、協議、打ち合わせが行われている。今年度上半期は、以下のブロックの協議会が開催された。

東京中央市場青果卸売会社協会

◎ 理事会 令和7年4月22日（火） 於：会社協会会議室

議 題

- (1) 令和6年度事業報告の件
- (2) 令和6年度決算報告及び剰余金処分の件
- (3) 任期満了に伴う役員選任の件

- (4) 令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)決定の件
- (5) その他

東京・関東地域連絡協議会

◎ 通常総会 令和7年5月27日(火) 於:「烏山城カントリークラブ」

議 題

決議事項

- (1) 令和6年度事業報告の件
- (2) 令和6年度決算報告及び剰余金処分の件
- (3) 任期満了に伴う役員選任の件
- (4) 令和6年度事業計画案及び予算案決定の件
- (6) その他

報告事項

- (1) (一社)全国中央市場青果卸売協会からの情勢報告について
- (2) 事務局からの東京市場の情勢報告について
- (3) その他

中国四国地区中央市場青果卸売会社協議会

◎ 通常総会 令和7年6月20日(金) 於:「ザ クラウンパレス新阪急高知」

議 題

決議事項

- (1) 令和6年度事業報告及び決算書承認の件
- (2) 令和7年度事業計画及び予算案承認の件

報告事項

- (1) 卸売市場を巡る最近の情勢について
- (2) その他

北海道中央卸売市場青果卸売協会

◎ 定時総会 令和7年6月27日(金) 於:「札幌みらい役員会議室」

議 題

決議事項

- (1) 令和6年度事業報告承認の件
- (2) 令和6年度収支決算承認の件
- (3) 令和7年度事業計画(案)承認の件
- (4) 令和7収支予算(案)承認の件
- (5) 任期満了に伴う役員改選に関する件
- (6) 任期満了に伴う専門部会委員承認に関する件

その他

全国中央市場青果卸売協会報告

東海・北陸地域連絡協議会

◎ 通常総会 令和7年7月4日(金) 於:「ホテルニューアカオ」

議 題

- (1) 令和6年度収支決算報告及び会費について

- (2) 専門部会について
- (3) 卸売市場を巡る最近の情勢について
- (4) その他

東北地区青果市場連絡協議会

◎ 通常総会 令和7年7月17(木) 於：「ホテルサンキョウ福島」
議 題

- (1) 令和6年度決算書類承認の件
- (2) 令和7年度予算案承認の件
- (3) 理事全員任期満了につき改選の件

その他

全国中央市場青果卸売協会報告

近畿中央市場青果卸売会社協議会

◎ 定時総会 令和7年7月19日(土) 於：「京都青果合同株式会社」
議 題

- (1) 令和6年度事業報告について
- (2) 令和6年度収支決算報告及び監査報告について
- (3) 令和7年度事業計画案について
- (4) 令和7年度収支予算案について

四国地区中央市場青果卸売会社協会

◎ 定時総会 令和7年10月28日(火) 於：「ザグランドパレス徳島」
議 題

- (1) 各市場の近況につい
- (2) 情報交換
- (3) 国青果中央市場近況及び質疑応答

北海道中央卸売市場青果卸売協会

◎ 理事懇談会 令和7年11月14日(金) 於：「札幌みらい役員会議室」
情報交換会
最近の青果卸売市場を巡る情勢

九州山口地区中央市場青果卸売会社連絡協議会

◎ 定時総会 令和7年11月27日(木) 於：「シーガイアコンベンションセンター」

議 題

- (1) 2024年度事業報告並びに収支決算報告について
- (2) 2025年度事業計画並びに収支予算について
- (3) 代表者の変更に伴う役員選任の件

講演

報告事項

市場情勢等報告等について

4 調査研究事業

(1) 協会による調査研究・情報収集提供事業

- 1) 会員各社の売上高、経営・業務状況について調査・取りまとめを行い、会員各社の参考に供した。また、労務状況についての調査を取りまとめた。
- 2) 改正基本法に基づく食料・農業・農村基本計画、果樹農業振興特別措置法に基づく果樹農業基本方針の概要など、青果物・園芸農業に関連が深い農政の動向等の情報については、地域協議会などの場を通じて、情報発信した。
- 3) このほか、卸売市場データ集など関係情報の収集、配布を行った。

(2) 専門部会の開催

卸売市場をめぐる現下の重要問題を専門的な視点から検討するため、例年、経営委員会（管理部会、情報システム部会）、業務委員会（野菜部会、果実部会）及び物流部会の各専門部会を開催し、卸売市場をめぐる最近の諸情勢について検討を行っている。今年度も、オンライン方式を活用して、以下の各部会を開催した。

物流部会

部会長：平田 充氏 東京青果（株）副社長

部会長代理：橋本 芳成氏 大果大阪青果（株）常務取締役

第1回 物流部会 令和7年4月28日（月）
オンライン会議

- 1) 個社パレット対応のための規格見直しの取組状況について
- 2) 物効法施行の影響（卸の努力義務の対象範囲、特定荷主の対象産地動向など）
- 3) 物流システムについての情報交換（卸側の荷降し予約システム、産地側の出荷システムなど）
- 4) その他

第2回 物流部会 令和8年3月23日（月）
オンライン会議

- 1) 個社パレット対応のための規格見直しの取組状況について
- 2) 標準パレット化推進の補助事業その他政策情報について
- 3) 御社を含め予約システムの実施状況等各社の近況報告
- 4) その他

経営委員会：管理部会

部会長：廣 佳明氏 東京青果（株）経理部長

部会長代理：

第1回 管理部会 令和7年8月22日（金）
オンライン会議

- 1) 令和7年3月決算に係る会員トータルの経営概況について
- 2) 経営概要及び業務関係調査の概要について
- 3) その他

第2回 管理部会

令和8年2月26日(木)
オンライン会議

- 1) 自己買受に関する実態調査結果について
- 2) その他

経営委員会：情報システム部会

部会長：安藤 裕司氏 東京シティ青果(株) 情報システム部長代理
部会長代理：田中 博基氏 京都青果合同(株) 執行役員

第1回 ベジフル懇談会・情報システム部会合同会議 令和7年7月15日(火)
オンライン会議

- 1) ベジフルネット第6期開発について
- 2) その他

第1回 情報システム部会

令和8年3月23日(月)
オンライン会議

- 1) 第6期ベジフルネットシステムの仕様・運用ルールについて
- 2) その他

業務委員会：野菜・果実合同部会

野菜部会長：湯浅 克明氏 東京千住青果(株) 常務取締役
野菜部会長代理：長尾 喜久男氏 京都青果合同(株) 専務取締役
果実部会長：高羽 馨氏 東京青果(株) 常務取締役
果実部会長代理：片山 博信氏 大阪中央青果(株) 専務取締役

第1回 野菜・果実合同部会 令和7年5月22日(木)
オンライン会議

- 1) 新たな食料・農業・農村九品計画における野菜の計画的に講ずるべき施策について
- 2) 新たな果樹農業振興基本方針のポイントについて
- 3) 第6期ベジフルネットシステムの検討について
- 4) その他

第1回 野菜部会

令和7年6月19日(木)
オンライン会議

- 1) 価格形成法案の国会での審議状況について
- 2) 野菜WGでの検討状況について

第2回 野菜部会

令和7年12月25日(木)
オンライン会議

- 1) 食料システム法について
- 2) その他

第3回 野菜部会

令和8年2月19日(木)
オンライン会議

- 1) 食料システム法について
- 2) その他

(3) 各種外部組織の調査事業等への協力

- 1) (独) 農畜産業振興機構が開催する「野菜需給情報等交換会」に協会事務局が参加し、野菜の需給・価格動向、加工・業務需要に関する情報を提供した。
 - 2) 農林水産省が実施する青果物流通統計調査に伴う「生鮮食料品流通情報システム」への情報提供に協力し、安定運用に努めた。
 - 3) その他事業への協力
- (独) 農畜産業振興機構、(公財) 食品等流通合理化促進機構等の行う各種事業に適宜参画し、業界意見の反映に努めた。

5 研修事業

会員各社の人材育成に資するため、主として幹部役職員を対象として、青果物に関する政策の動向、その他各般にわたる課題の中から時宜にかなったテーマを選定し、経営研修会を、毎年、開催している。

本年度は、昨年度に引き続き、聴取したいテーマを選択して複数人数による参加の可能なオンライン方式による経営研修会を開催した。

令和8年3月2日(月)

「加工・業務用野菜の動向と対応課題」

高知大学次世代地域創造センター特任教授 小林 茂典氏 氏

「ZEROCO社の鮮度保持技術と青果関連の導入例について」

ZEROCO(株) 代表取締役社長 楠本 修二郎氏

令和8年3月5日(木)

「卸売市場をめぐる諸情勢について」

農林水産省 食品流通課 卸売市場室長 鈴木 裕 氏

「クラカグループ企業の取組みについて、カット野菜事業中心に」

倉敷青果(株) 青果事業部 カット野菜部 取締役部長 寺田 幸司氏

6 青果物消費拡大宣伝事業等への対応

(1) 果実消費拡大事業への協力

例年のおおり、令和7年度においても、①「全国落葉果樹消費拡大協議会」が実施する落葉果実6品目(りんご、もも、なし、ぶどう、かき、キウイフルーツ)を対象に雑誌媒体を活用した消費宣伝事業、社会人(企業)を対象とした普及啓発、小学生を対象とした普及啓発及び②「全国柑橘消費拡大協議会」が実施するかんきつ消費拡大対策事業[社会人を対象とした普及啓発(デスク de みかん)、小学生を

対象とした普及啓発、機能性表示の支援及び広報活動] に対し協力した。なお、両協議会に対しては「果実消費拡大協力費」として一括交付した（300万円）。

(2) 「NPO 法人 青果物健康推進協会」活動への参画

「NPO 法人 青果物健康推進協会」は、国産青果物の摂取を拡大し、健康的でバランスの良い食生活を普及・定着させることを目的に食育啓発活動を推進している。令和7年度における主な活動は以下のとおりであり、300万円の協力費を支出した。

- ① 食育に関する普及・啓発事業
- ② 健康維持・増進に必要な青果物の摂取拡大事業
- ③ 令和型果物消費拡大対策
- ④ ミールキット認証事業

7 その他

(1) 青果物の需給調整事業に関する協力

(独) 農畜産業振興機構が実施している重要野菜、指定野菜の出荷調整等の事業に対して情報提供の協力を行った。このほか、全国果実生産出荷安定協議会のかんきつ部会にオブザーバーとして参加し、温州みかん対策等の情報収集に努めた。

(2) 全中青協ホームページ

協会のホームページの利活用として、協会業務に係る広く一般への周知促進と情報開示のほか、会員用ページにより、協会から会員各社への情報提供や、会員と協会間の連絡協議の迅速化、緊密化を推進した。

全中青協ホームページ <https://www.seika-oroshi.or.jp/>

(3) 団体グループ生命保険契約について

「団体グループ生命保険契約」を募集した。

(令和7年9月2日～10月7日及び令和8年3月3日～4月7日)